

区役所機能の強化に向けて

- 市民に親しまれ、市民と共に歩む区役所となるために -

平成25年3月

広島市企画総務局

目 次

I	はじめに	1
II	区役所の目指すべき姿	2
III	区役所機能の強化に向けた取組方針	3
IV	取組期間	6
V	具体的な取組	
(I) 区政運営のベースとなる機能の充実強化		
I	基礎的行政サービスを的確に提供するための体制の充実	
1	職員の行政能力の向上	7
2	区役所の組織力の強化	9
3	効率的な事務の執行	11
II	事業を展開しやすくするための仕組みの構築	
1	区長裁量権の拡充	12
2	局区連携の強化	13
(II) 窓口サービス提供機能の充実強化		
1	窓口環境の改善	14
2	サービス提供体制の充実	16
(III) 市民のまちづくり活動への支援の強化		
1	市民ニーズの的確な把握	17
2	市民活動に対する支援の充実	19

(参考資料)

1	区政の概要	20
2	区役所の組織	21
3	出張所・連絡所等一覧	22
4	各指標の政令市比較	23

I はじめに

広島市は、昭和55年の政令指定都市移行に伴い、市域を7つの行政区に区分し、区役所を設置しました（昭和60年に佐伯区を加え、現在は8区になっています。）。

区役所の設置に当たっては、地域に密着した行政サービスについて、幅広い機能を持つ地域行政機関とすることが必要であるとの考え方から、戸籍、住民基本台帳の法定事務や税務、年金などのいわゆる窓口サービス業務に加え、福祉、土木、農林、建築などの事務を取り扱う大区役所制を採用し、地域の様々な行政需要に対応しうる総合的な機関としました。その後、少子高齢社会の進展や価値観の多様化など社会経済情勢の変化に対応し、地域に密着した地域行政機関として、様々な機能の充実を図るとともに、市民がまちづくりに積極的に参画する協働によるまちづくりを進めてきました。

このように、区役所は、市民に最も身近な行政機関であり、市民の暮らしを支える基礎的行政サービスを提供するとともに、市民を主体とする地域づくりを支援する役割を担っています。

今年度、地域起こし推進課の設置をはじめ、区役所の機能強化に向けた取組を進めていますが、今後、区役所がより一層、その役割を果たしていくためには、区長のリーダーシップのもと、市民部・厚生部・（農林）建設部各部の総力を結集し、区役所全体としての機能を高め、市民ニーズを把握しながら、市民目線に立った、きめ細かな施策を展開していくことが重要です。

この「区役所機能の強化に向けて」は、こうした観点に立ち、区役所機能をより一層強化していくための基本的な方向性や具体的な取組を取りまとめたものです。

Ⅱ 区役所の目指すべき姿

本市のまちづくりの基本コンセプトである「世界に誇れる『まち』」の実現には、子どもからお年寄りまで、様々な人が温かみのある生活を営めるコミュニティを再生し、人々が住んでいる地域に誇りと愛着を持ち、これからも住み続けたいと思う「まち」にしていくことが重要です。

こうした地域づくりを進めていくため、これから区役所には、市民の日々の暮らしを支え、信頼に応えていくとともに、市民の主体的な活動を支援し、地域づくりを積極的に推進していくことが求められています。

このため、次の2項目を区役所の目指すべき姿として掲げ、区長のリーダーシップのもと、区役所機能の強化に向けた各種の取組を推進します。

1 市民の暮らしを支え、市民に信頼される区役所

市民が気持ち良く区役所を利用し、安心して諸手続や各種相談・サービスを受けることができるよう、市民目線に立った行政サービスを提供します。

2 市民を支援し、共に地域づくりを推進する区役所

市民が主体となり、まちづくり活動に取り組むことができるよう、支援を充実させます。また、区の実情や地域の特性に応じた事業を展開し、市民ニーズにきめ細かに対応します。

◆ 「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」

平成23年12月に公表した、本市が目指すべき「まち」の姿と、その実現に向けた基本的な考え方を示した市政運営に当たっての基本コンセプトで、次の3つの柱で構成されています。

- ◎ 活力にあふれにぎわいのあるまち
- ◎ ワーク・ライフ・バランスのまち
- ◎ 平和への思いを共有するまち

III 区役所機能の強化に向けた取組方針

区役所業務には、市内8区の行政サービスの統一性を重視するものと、区ごとの独自性を重視するものとの2つの側面があります。

各種取組については、これら双方の重要性を踏まえ、次表のとおり、「区政運営のベースとなる機能の充実強化」、「窓口サービス提供機能の充実強化」、「市民のまちづくり活動への支援の強化」の3つを取組の柱として進めていきます。

取 組 方 針	取組の性質	
	統一性 を重視	独自性 を重視
(I) 区政運営のベースとなる機能の充実強化	1 基礎的行政サービスを的確に提供するための体制の充実	○
	2 事業を展開しやすくするための仕組みの構築	○
(II) 窓口サービス提供機能の充実強化	○	
(III) 市民のまちづくり活動への支援の強化		○

(I) 区政運営のベースとなる機能の充実強化

区役所が業務を実施していく上での基盤となる各種行政サービスについて、より的確で効果的・効率的なものとするため、職員の行政能力の向上や区役所全体の組織力の強化、効率的な区政運営に取り組みます。

また、区の実情や特性に応じた事業を迅速に実施できるようにするため、区長の権限の強化や本庁と区役所の連携の強化に取り組みます。

(II) 窓口サービス提供機能の充実強化

市民サービスの向上に直接つながる窓口サービスについて、より快適で利便性の高いものとするため、区役所窓口環境の改善に取り組むとともに、身近な場所で各種証明書を交付するシステムの導入などサービス提供体制の充実に取り組みます。

(III) 市民のまちづくり活動への支援の強化

市民との連携・協働のもと、市民主体のまちづくりを積極的に推進するため、対話による市民ニーズの的確な把握や市民のまちづくり活動に対する支援の充実に取り組みます。

世界に誇れる「まち」の実現

区役所の目指すべき姿

1 市民の暮らしを支え、市民に信頼される区役所

市民が気持ち良く区役所を利用し、安心して諸手続や各種相談・サービスを受けることができるよう、市民目線に立った行政サービスを提供する。

2 市民を支援し、共に地域づくりを推進する区役所

市民が主体となり、まちづくり活動に取り組むことができるようしていく。また、区の実情や地域の特性に応じた事業を展開し、市民のニーズに対応していく。

区長のリーダーシップ
による推進

区役所機能強化に向けた取組

«各区の統一性を重視した取組»

II 窓口サービス提供機能の充実強化

1 窓口環境の改善

区役所で行っている市民に身近な各種手続について、よりスムーズに手続ができ、誰でも利用しやすく分かりやすい窓口にしていく。

2 サービス提供体制の充実

多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応できるよう、必要な時に身近な場所で利便性の高いサービスを提供する。

«区ごとの独自性を重視した取組»

III 市民のまちづくり活動への支援の強化

1 市民ニーズの的確な把握

区長を中心に、各職員が市民との対話を通じ、積極的に市民の意見や要望を把握する。また、市民が望む情報を適時、適切な方法により提供する。

2 市民活動に対する支援の充実

市民との連携・協働のもと、個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、市民の主体的かつ継続的なまちづくり活動を積極的に支援する。

I 区政運営のベースとなる機能の充実強化

(I) 基礎的行政サービスを的確に提供するための体制の充実

1 職員の行政能力の向上

市民に最も身近な行政窓口である区役所の職員の接遇能力や事務処理能力、企画力などの行政能力を高める。

2 区役所の組織力の強化

区役所の市民部・厚生部・(農林)建設部の各部が相互に連携し、区役所全体としての組織力を高める。

3 効率的な事務の執行

区役所が実施する業務の再編や各区共通で行っている事務の集約化などを行う。

(II) 事業を展開しやすくするための仕組みの構築

1 区長裁量権の拡充

区が実施主体となる事業について、事業執行などの段階での区長の裁量権を高め、区の実情に応じた事業展開を可能とする仕組みを構築する。

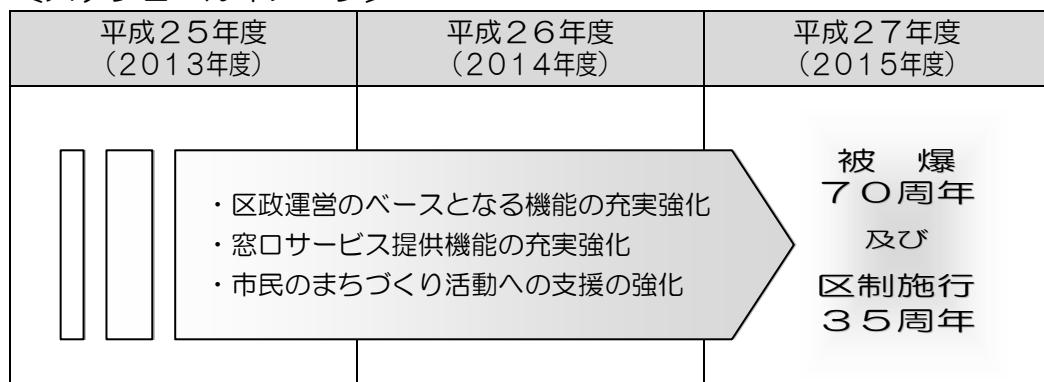
2 局区連携の強化

区ごとに異なる地域の課題を解決していくため、局と区が情報を共有し、相互に補完・連携しながら、一体となって事業を展開していく仕組みを構築する。

IV 取組期間

本書で取りまとめた各種取組は、被爆70周年及び区制施行35周年に当たる平成27年度までに実施することを目標に進めていきます。

〔スケジュールイメージ〕



V 具体的な取組

(I) 区政運営のベースとなる機能の充実強化

I 基礎的行政サービスを的確に提供するための体制の充実

1 職員の行政能力の向上

区役所窓口等で市民と接する機会の多い区役所職員一人一人の接遇能力や事務処理能力、企画力、課題解決能力などの行政能力を高め、市民に満足度の高いサービスを提供します。

(1) 職員の接遇能力の向上

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 職場単位で接遇研修や始業前のあいさつ運動に取り組むなど、年間を通じて、職員の接遇能力の向上に向けた継続的な取組を推進します。特に年度当初に強化月間を設け、重点的に取り組みます。
- 区役所が一丸となり市民満足度の高いサービス提供に取り組むため、年度当初に、区役所ごとに接遇向上に向けた目標を設定の上、ホームページ等で公表します。
- 窓口サービスに対する市民満足度等を把握するため、定期的に来庁者に対する窓口アンケートを実施し、課題に対しては速やかに改善に取り組みます。
- 接遇向上に向けた各区の取組は、全区で情報共有し、優れた取組事例については取組を広げることにより、全市的な窓口サービス水準の向上を図ります。

(2) 職員の能力向上のための研修の充実

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 市民ニーズや地域課題を把握した上で、それらを調整し施策として実施できる職員を育成するため、研修センターの職場外研修と本庁の業務元課が実施する業務研修を体系化し、効果的な研修を実施します。
- 市民に対し、より的確な行政サービスを提供するため、本庁の業務元課による区の担当職員を対象とした業務研修の充実や職場単位での実務研修に取り組み、職員の業務遂行能力の向上を図ります。
- 業務等における課題解決能力の向上など職員のスキルアップを図るため、職場研修として日常業務を通じたOJTに積極的に取り組みます。

2 区役所の組織力の強化

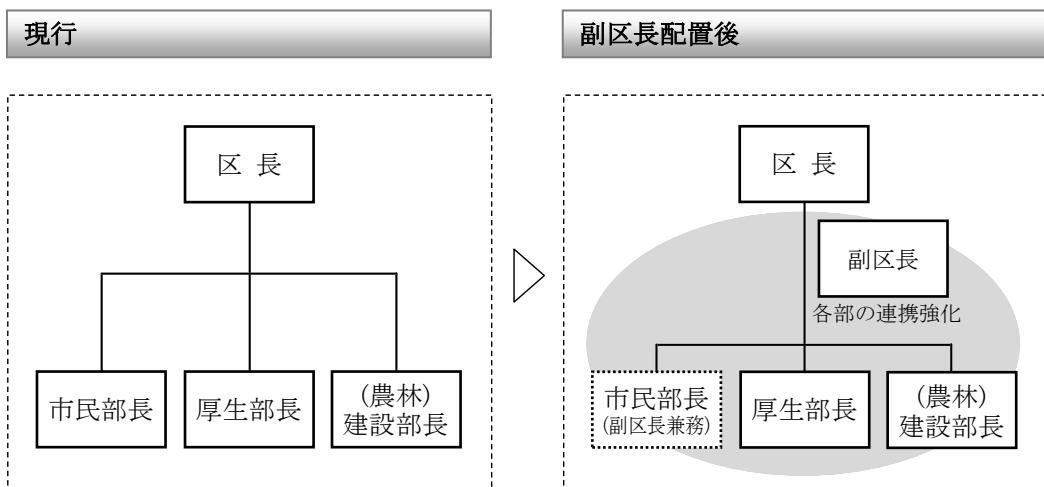
区役所の市民部・厚生部・(農林)建設部の各部相互の連携の強化や情報の共有化を徹底することにより、区役所全体としての組織力を高め、より的確な行政サービスを提供します。

(1) 区役所内調整機能を強化する体制の整備

〔平成25年度から実施予定〕

- 区役所の市民部・厚生部・(農林)建設部各部の横の連携を強化するとともに、区長が担っている区役所内の調整事務を補佐するため、各区に副区長を配置します。なお、副区長は部長級とし、市民部長の職を兼ねます。

〔副区長配置のイメージ〕



(2) 本庁・区役所間における人事異動の積極的な実施

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 市職員として、市民と対話する機会の多い区役所での勤務は貴重な経験となるものです。また、市職員全体が局及び区の実情を把握し、幅広い視点で円滑に業務を実施するため、職員の適性等を踏まえながら、本庁・区役所間における職員の人事異動を積極的に実施します。

(3) 区役所各部が情報を共有し、連携して対応する体制の充実

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 区役所が主体となって実施する事業について、市民部・厚生部・(農林)建設部各部が連携し、協力しながら実施していくため、各部が適時、協議・検討し、区役所組織として意思決定を行う庁内会議等の充実に取り組みます。
- 市民からの要望や相談等に担当者個人や担当課だけではなく、区役所組織として対応できるよう、記録・報告を徹底するとともに、庁内会議等での情報共有化を図るなど、組織内で担当業務を超えて情報共有できる仕組みを充実させます。

3 効率的な事務の執行

各区共通で行っている事務の集約化・委託化などを行い、より効率的な事務執行体制を確立するとともに、効果的な行政サービスの提供に取り組みます。

(1) 本庁及び区役所における業務の見直し

〔平成24年度から実施〕

- 業務の実施について、本庁と区役所のどちらが主体となることがより効果的・効率的かを考慮し、統一性や専門性の高い業務の本庁への集約化や、より市民に身近な業務の区役所での実施などに取り組みます。

(2) 共通事務の効率化

〔平成27年度から実施予定〕

- 住民異動等の各種届出・申請データの入力業務や郵便請求による住民票の写し等の証明書発行事務など、各区役所市民課で行われている共通の事務の集約化や委託化を行います。

(3) 連絡所等の見直し

〔平成27年度から実施予定〕

- 区役所の窓口機能を補完する連絡所等について、ＩＣＴ環境の進展や道路網、公共交通機関の利便性の向上により、その役割も変わりつつあります。

特に連絡所については、証明書交付が主なサービスとなっており、今後、証明書の自動交付機の設置などに合わせ、機能の再考が必要であり、更なる効果的・効率的な行政運営を推進する観点から、廃止も含めた配置の見直しを行います。

Ⅱ 事業を展開しやすくするための仕組みの構築

1 区長裁量権の拡充

区が実施主体となる事業について、事業執行などの段階での区長の裁量権を高め、区の実情に応じた事業展開を可能とする仕組みを構築します。

(1) 区の意向により柔軟な執行を可能とする令達予算の仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 市民と区長の対話などにより得られた市民ニーズを踏まえ、緊急に実施する必要が生じた事業について、迅速かつ柔軟に対応するため、区長の裁量により執行できる令達予算を拡充します。
- 区役所や出張所の管理運営費などについて、区長の裁量により弹力的に予算執行できるよう、事務の見直しを行います。

(2) 区の実情に応じた執行体制を迅速に確保できる仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 区の実情に応じた機動的な執行体制を確立するため、区役所内各部・各課間の相互協力体制を強化するとともに、職員の区内兼務等について、区長の意向に沿った柔軟な対応を行います。

2 局区連携の強化

区ごとに異なる地域の課題を解決していくため、局と区が情報を共有し、相互に補完・連携しながら、一体となって事業を展開していく仕組みを構築します。

(1) 局の事業実施に区の意向を反映する仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 市民からの要望を区における実施事業に反映させるため、区役所が主体となる事業については、区関係課で事業化を検討します。局が主体となる事業については、区役所から局に事業実施を提案する場を設置するなど、区の意向を反映する仕組みを構築します。

(2) 局と区が連携し事業を実施する仕組みの構築

〔平成25年度から実施予定〕

- 局の事業実施に当たり、各区と密接に関わる事業については、区の実情を反映できるよう、事前に所管局が関係区と協議を行う仕組みを構築します。また、事業実施後は、所管局から事業の進捗状況を適時、区役所に情報提供する仕組みを構築します。

(Ⅱ) 窓口サービス提供機能の充実強化

1 窓口環境の改善

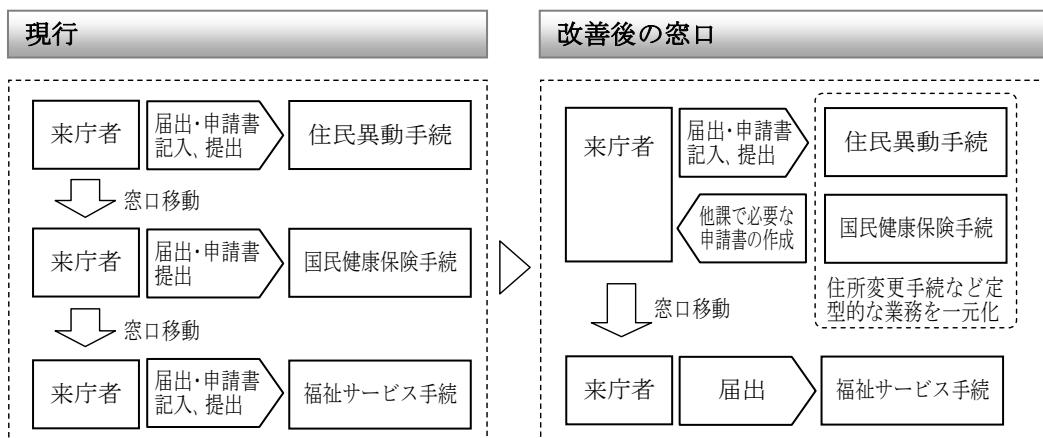
区役所市民課等で行っている市民に身近な各種届出・申請手続について、市民課を中心に、よりスムーズにできるようにするとともに、来庁者の誰もが利用しやすく快適で分かりやすい窓口環境に改善します。

(1) 届出手続等の一元化及び簡素化

〔平成25年度から試行実施予定〕

- 住民関係証明書（住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書）や他課の証明書の発行窓口を集約し、一か所で各種証明書を発行する証明書発行窓口を設置します。
- 複数の窓口で手続を行う必要のある住民異動等に伴う諸手続のうち、国民健康保険や国民年金に関する定型的な手続については、一か所の窓口で必要な手続を行うことができるよう届出・申請窓口の一元化を図ります。
- 住民異動の手続の際に、手続の簡素化や時間短縮など来庁者の負担軽減を図るため、手続で必要となる届出・申請書を市民課窓口で一括して作成・出力するなど、来庁者が何度も届出・申請書へ氏名・住所を記入しなくてすむ仕組みを導入します。

〔改善後の窓口のイメージ（例）〕

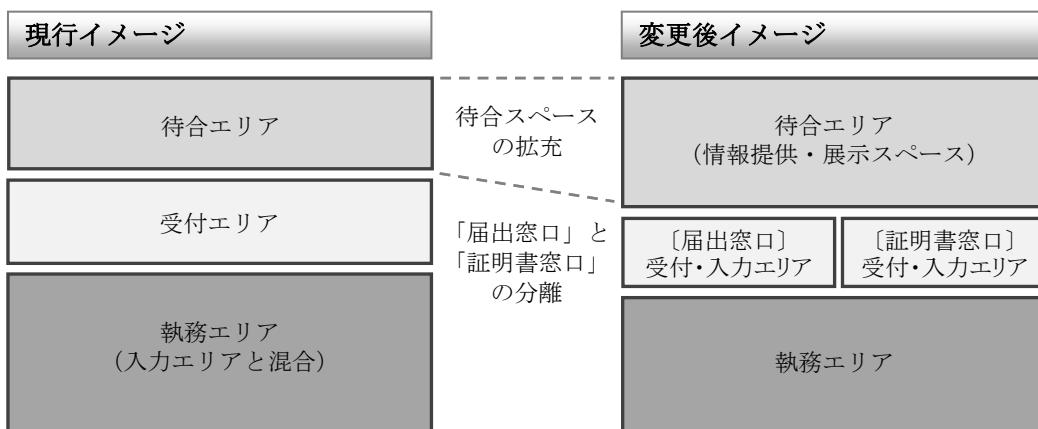


(2) 利用しやすいレイアウト、分かりやすいサインの実現

〔平成26年度から実施予定〕

- 高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすく、プライバシーに配慮した窓口とするため、必要に応じて、窓口カウンターをローカウンター化し、間仕切板を設置します。なお、間仕切板は繁忙期における窓口増設に対応できるよう、可動式とします。
- 来庁者にとって快適なフロアとなるよう、動線を考慮したレイアウトとし、待合スペースを拡充するとともに、目的の窓口が一目で確認できるサイン表示（文字の大きさ・配色・ピクトグラムなど）に見直します。また、職員にとって働きやすい職場とするため、執務室内の机や端末機器などの配置を見直します。
- 区の特色や魅力を発信する空間として、待合スペースに情報提供スペースや展示スペースを設けます。

〔レイアウト変更のイメージ〕



(3) 来庁者への案内サービスの充実

〔平成26年度から実施予定〕

- 来庁者が窓口で戸惑うことのないよう、また、高齢者や障害者、子ども連れの方が安心して手続できるよう、窓口カウンターの外で来庁者に積極的に声掛けや介助などを行い、窓口への案内や届出・申請書の記載方法のアドバイス等を行うフロアマネージャーを配置するなど、来庁者への案内サービスを充実させます。

2 サービス提供体制の充実

多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、各種証明書について、幅広い時間帯や区役所窓口以外の身近な場所で交付するなど、利便性の高いサービスの提供を行います。

(1) 窓口サービスの平日時間延長等の実施

〔平成24年度から試行実施予定〕

- より便利な窓口サービスを提供するため、引越しに伴う住民異動の届出等が増加する繁忙期（3月末から4月初め）において、市民課を中心とした区役所窓口の取扱時間の延長を実施します。

また、繁忙期での実施結果の検証を踏まえ、通常期での取扱時間の延長を実施します。

(2) 自動交付機やコンビニ交付システムの導入

〔平成27年度から実施予定〕

- 各種証明書を取得する機会を増やし、市民の利便性を向上するため、今後、導入が予定されている個人番号カードを利用した住民票の写し等各種証明書の自動交付機による交付やコンビニエンスストアでの交付を実施します。

◆ 自動交付機とは？

個人番号カードなどをを利用して各種証明書が取得できる機器です。機器の操作は請求者自身が行い、手数料は自動交付機内に収納します。

◆ コンビニエンスストアによる交付とは？

個人番号カードなどをを利用してコンビニエンスストア内に設置された情報通信端末（キオスク端末）により各種証明書が取得できるサービスです。機器の操作は請求者自身が行い、手数料は情報通信端末（キオスク端末）に収納します。

(Ⅲ) 市民のまちづくり活動への支援の強化

1 市民ニーズの的確な把握

幅広い市民の意見を区政運営に生かしていくため、区長を中心に、各職員が業務の中で積極的に市民との対話を行い、市民ニーズを把握します。また、市民との連携・協働を進めるためには情報の共有が重要であることから、市民が望む情報を適時、適切な方法により提供します。

(1) 市民との対話の充実

〔平成24年度から実施〕

- 市民と区長とが、まちづくりの方向性などについて、自由に意見交換ができる対話の場の充実を図ります。

〔市民と区長の対話の場取組事例（抜粋）〕

区分	名称	開催単位
中区	まちづくり座談会	小学校区単位
東区	区長と語る会	小学校区等単位
南区	まちづくりを語る会	小学校区単位
西区	地区懇談会	公民館単位
安佐南区	あさみなみ区政懇談会	旧町単位
安佐北区	まちづくりを考える会	旧町単位
安芸区	区長を囲む会	地区連合町内会単位
佐伯区	未来のまちづくりを区長と語る会	旧町村等単位

- 区役所では日常業務においても市民と接する機会が多いことから、常に各職員が市民との対話を心掛け、様々な機会において市民ニーズを把握します。

(2) 行政情報の迅速な提供

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 区ホームページに、区長自らが区政運営の方針やまちづくりについての考えを発信する「区長メッセージ」や各区の特色ある取組を探しやすくするコンテンツを新設するなど内容の充実を図ります。
- 市民との対話型講座である市政出前講座は、区政に対する理解の促進や市民ニーズの把握に効果的であるため、今後も実施テーマの充実を図ります。
- 広報の実施に当たっては、区役所が発信したい情報のみならず、区の広聴活動や市政車座談会などでの市民の意見・要望を踏まえた、市民が望む情報を積極的に発信します。

2 市民活動に対する支援の充実

個性豊かで魅力と活力のあるまちづくりを推進するため、市民の主体的かつ継続的なまちづくり活動を積極的に支援します。

(1) 区の魅力と活力向上推進事業の充実

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- まちづくり活動を担う団体がより活発に継続して活動できるよう、「区の魅力と活力向上推進事業」を充実させます。
 - ・ 団体の活動内容に応じた効果的な支援を行えるよう、補助制度の運用方法などの見直しを行います。
 - ・ 広報紙やホームページ、まちづくり活動団体が参加するイベントなどの様々な機会を活用して事業を広報し、周知を図ります。

(2) まちづくり支援センターの充実

〔平成25年度から拡充実施予定〕

- 市民によるまちづくり活動を支援するため、区役所に設置している「まちづくり支援センター」の事業や体制を充実させます。
 - ・ 事業の企画・立案力の向上やまちづくり活動団体等からの相談への適切な対応ができるよう、職員研修を充実させます。
 - ・ まちづくり活動が一層活発化するよう、活動に必要な貸出物品を追加整備します。

(参考資料)

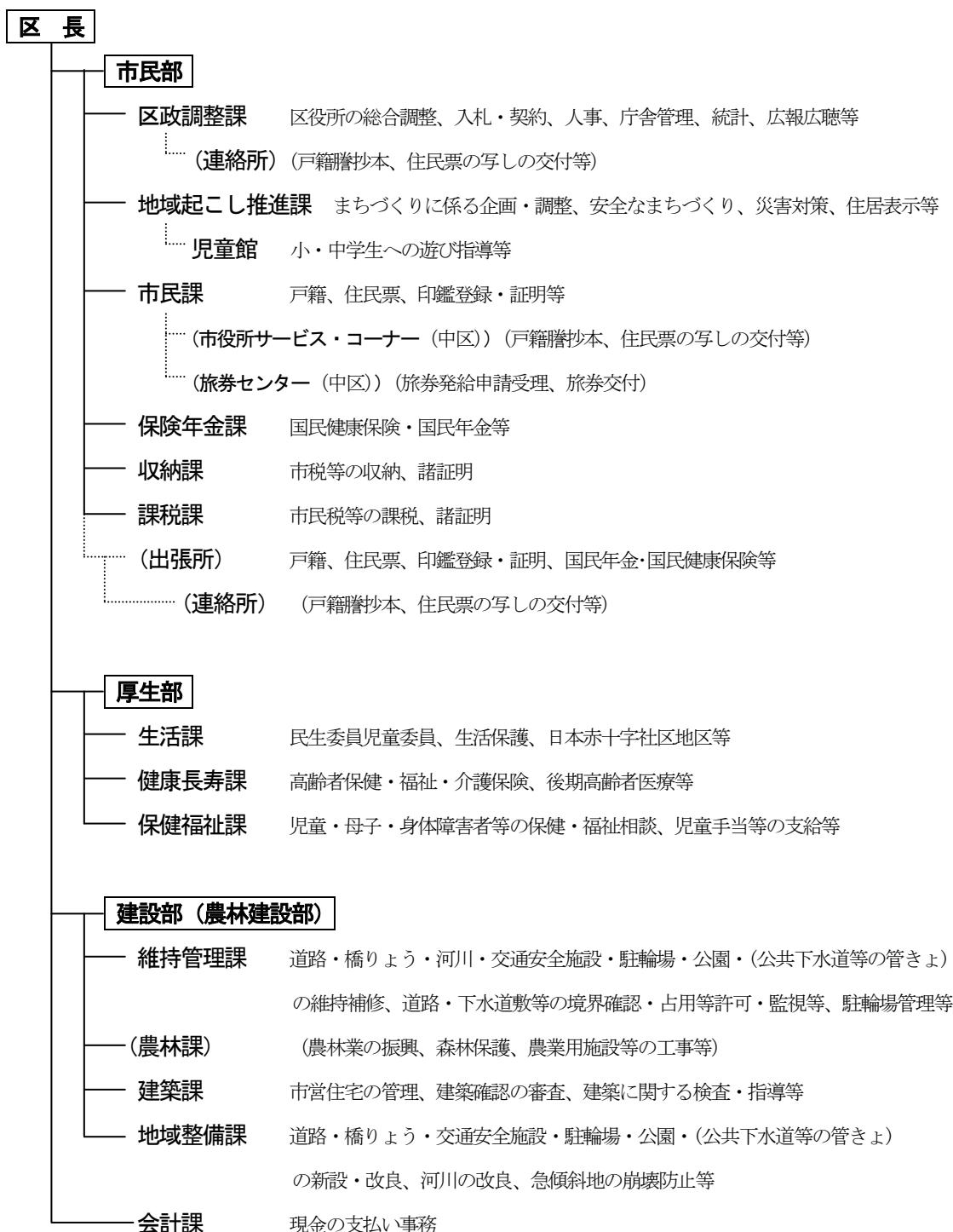
1 区政の概要

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	区のシンボルマーク	
中 区	15.34	126,608	70,188		平和の象徴ハトと中区の「中」を図案化したもので、市民の願いである永遠の平和と中区の大いなる飛躍を表しています。
東 区	39.38	122,074	54,475		丸は太陽と希望を表し、曲線は広島市と東区の頭文字「ひ」と平和のシンボルのハトを表現したものです。
南 区	26.09	138,259	66,690		平和のシンボルのハトが飛び立つ姿と区名のミナミを組み合わせて図案化し、中央に市のマークを入れ、市とともに南区の平和と飛躍を表したものです。
西 区	35.67	186,836	88,708		中心に太田川放水路を表し、その両側の町で形成される西区の地形とWEST(西)の頭文字Wを図案化したものです。
安佐南区	117.21	234,188	96,891		ペン先は、文化と教育を育てる区民を、また両手を高くあげ手と手をつないでいる人の姿は、区民の融和と協調を象徴しています。円は、永遠の平和と幸福を、全体の形は王冠を意味し、安佐南区の永遠の発展を表したものです。
安佐北区	353.35	152,974	64,070		安佐北区の北と力強い樹木をデザインしたもので、三角形は雄大な山容と4地区(安佐地区・可部地区・高陽地区・白木地区)の連携を、中央の直線は川を表しています。美しい自然の中で、力強く無限に伸びてゆく安佐北区を象徴したものです。
安芸区	94.01	80,543	33,683		安芸区の「ア」の字を飛んでいる鳥にかたどり、また安芸区の地形をデザインしたもので、鳥の背景が海と山を表し力強く飛躍する安芸区の未来像をシンボル化したものです。
佐伯区	224.36	136,452	56,757		八幡川河口に飛来する水鳥と文化の「文」を表現し、佐伯区の「さ」と中央の曲線は、永遠に清い八幡川を形象したもので、美しい自然環境の中ではぐくまれる文化都市として飛躍する佐伯区を表したものです。

① 面積は平成 23 年 10 月 1 日現在のもの(国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より抜粋)

② 人口及び世帯数は平成 24 年 3 月末現在 住民基本台帳人口及び外国人登録人口の計

2 区役所の組織（平成24年4月1日現在）



() は、一部の区のみ

……は、区役所と関係のある施設

3 出張所・連絡所等一覧

区分(数)	区	名 称	開庁日時	主な取扱業務
出張所 (12)	東	温 品	月～金 8:30～17:15 ※似島は 8:00～16:45	・戸籍、住民票、印鑑登録の受付・証明 ・埋葬・火葬の許可 ・児童・生徒の就学 ・国民健康保険・国民年金の事務 ・市税の収納・諸証明 ・保健・福祉関係(一部を除く)の各種申請の受付等
	南	似 島		
	安佐南	佐 東		
		祇 園		
		沼 田		
	安佐北	白 木		
		高 陽		
		安 佐		
	安 芸	中 野		
		阿 戸		
		矢 野		
	佐 伯	湯 来		
連絡所 (6)	東	戸 坂	月～金 8:30～17:15 ※戸坂・青崎・ 井口・砂谷は 月・水～金	・戸籍、住民票、印鑑登録の諸証明 ・市税の諸証明等
	南	青 崎		
	西	井 口		
	安佐南	戸 山		
	安 芸	畠 賀		
	佐 伯	砂 谷		
窓口連絡所 (2)	佐 伯	美鈴が丘	月・水・金 9:30～12:00、 13:00～15:00	・戸籍、住民票、印鑑登録の諸証明
		五月が丘		
サービス ・コーナー (1)	中	市役所サービ ス・コーナー	平日 7:30～19:00 土・日・祝・8/6 9:00～19:00	・戸籍、住民票、印鑑登録の諸証明 ・市税の諸証明等

4 各指標の政令市比較

区分 (政令市移行年)	面積 (km ²)	人口 (人)	行政区数 (区)	区役所職員数 (人) ※1区あたり	区役所の組織				
					福祉事務所	保健所・センター	土木事務所	建築部門	農政事務所
札幌市 (昭和47年)	1,121.12	1,914,097	10	3,122 ※312	○ (当初～)	○ (H9～)	○ (当初～)	×	×
仙台市 (平成元年)	785.85	1,029,407	5	1,561 ※312	○ (当初～)	○ (H8～)	○ (当初～)	○ (当初～)	×
さいたま市 (平成15年)	217.49	1,241,010	10	1,619 ※162	○ (当初～)	○ (当初～)	×	×	×
千葉市 (平成4年)	272.08	958,518	6	923 ※154	○ (当初～)	○ (H9～)	△ (一部機能)	×	×
川崎市 (昭和47年)	142.70	1,417,486	7	3,378 ※483	○ (H7～)	○ (H9～)	○ (H15～)	×	×
横浜市 (昭和31年)	437.38	3,706,510	18	7,319 ※407	○ (S52～)	○ (H6～)	○ (H17～)	×	×
相模原市 (平成22年)	328.83	711,344	3	291 ※97	×	×	×	×	×
新潟市 (平成19年)	726.10	805,802	8	2,301 ※288	○ (当初～)	○ (当初～)	△ (一部機能)	×	△ (6箇所)
静岡市 (平成17年)	1,411.85	721,967	3	438 ※146	○ (当初～)	×	×	×	×
浜松市 (平成19年)	1,558.04	816,848	7	1,156 ※165	○ (当初～)	○ (H22～)	×	×	×
名古屋市 (昭和31年)	326.43	2,243,491	16	3,214 ※201	○ (H3～)	○ (H12～)	×	×	×
京都市 (昭和31年)	827.90	1,423,185	11	2,720 ※247	○ (H9～)	○ (H22～)	×	×	×
大阪市 (昭和31年)	223.00	2,660,372	24	4,907 ※204	○ (S39～)	○ (H14～)	×	×	×
堺市 (平成18年)	149.99	850,737	7	898 ※128	○ (当初～)	○ (当初～)	×	×	×
神戸市 (昭和31年)	552.26	1,554,183	9	1,803 ※200	○ (H8～)	○ (H8～)	×	×	×
岡山市 (平成21年)	789.92	701,629	4	886 ※222	○ (当初～)	×	○ (当初～)	×	○ (当初～)
広島市 (昭和55年)	905.41	1,177,934	8	2,074 ※259	○ (当初～)	○ (H9～)	○ (当初～)	○ (当初～)	△ (4箇所)
北九州市 (昭和38年)	488.78	984,302	7	1,652 ※236	○ (H6～)	×	×	×	×
福岡市 (昭和47年)	341.70	1,447,485	7	2,472 ※353	○ (当初～)	○ (H9～)	○ (当初～)	×	×
熊本市 (平成24年)	389.54	729,189	5	1,052 ※210	○ (当初～)	○ (当初～)	×	×	△ (4箇所)

① 面積は平成23年10月1日現在のもの(国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町別面積調」より抜粋)

② 人口は平成24年3月末現在 住民基本台帳人口及び外国人登録人口の計

③ 区役所職員数は平成24年4月1日現在(大阪市は5月1日現在)のもの (第30次地方制度調査会資料より抜粋)

④ ○:全ての区に編入しているもの △:一部の区に編入しているもの ×:本庁内の組織 (第30次地方制度調査会資料より抜粋)